

新津鉄道資料館運営協議会委員の公募に関する要領

(目的)

第1条 新津鉄道資料館の運営協議会委員会（以下「委員会」という。）の委員の公募について、必要な事項を定める。

(委員定数)

第2条 公募委員の定数は1名とする。

(応募資格)

第3条 公募により委員に応募できるものは、次の各号に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 本市に在住する者で、委員任期の4月1日時点で20歳以上の者
- (2) 本市職員及び本市議会議員でない者
- (3) 本市の他の附属機関の委員でない者

(応募方法)

第4条 応募者は、住所、氏名、性別、生年月日、職業を記載したものに作文を添えて、郵送、E-mail等により応募するものとする。

(選考委員会)

第5条 公募委員を選定するため「新潟市新津鉄道資料館運営協議会選考委員会（以下、「選考委員会」という。）を公募のつど設置する。

2 選考委員会は、運営委員の3名で構成し、以下のとおりとする。

- ・運営協議会の委員長
- ・運営協議会の副委員長
- ・団体選出の運営委員

3 選考委員の庶務は歴史文化課新津鉄道資料館において処理する。

(選考方法)

第6条 公募委員の選考は、選考委員会において作文を審査し、委員の合議で行う。

付則

この要領は、平成26年9月1日より施行する。

一部改正 平成27年6月3日

一部改正 平成27年8月18日